

職場の受動喫煙防止対策等説明会のご案内（厚生労働省委託事業）

～ 千葉労働局から化学物質のリスクアセスメントについても説明～

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 千葉支部
後 援 千葉労働局

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」については、平成27年6月1日から施行され、事業者の努力義務となりましたが、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して説明会等各種の支援事業を実施して、その促進に努めています。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 千葉支部では、厚生労働省委託事業として開催する職場の受動喫煙防止対策についての説明会に合わせ、千葉労働局の担当官をお招きし、平成28年6月から施行された「化学物質のリスクアセスメント」にかかる、留意点についてもお話しいただくことといたしました。

つきましては、労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容の理解を深めるため、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者のみならず、奮って御参加いただきますようご案内申し上げます。

記

開催日時 平成28年11月17日（木） 13時30分 から16時30分

会場 千葉県教育会館 203会議室

<http://chibaken-kaikan.or.jp/>

〒260-0013 千葉県千葉市 中央区中央4丁目13-10

Tel. 043-227-6141

定員 100名

対象 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者 等

- 内容
1. 千葉労働局労働基準部健康安全課長 挨拶
 2. ① 受動喫煙による健康への有害性② 職場の受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
（安衛法改正の内容含む。千葉労働局担当官が厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）講義）
④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介等
 3. 化学物質のリスクアセスメントにかかる、留意点（千葉労働局担当官）

配付資料 標記ガイドブック、リーフレット等

参加費 無料（テキスト等配付資料を含む）

申込期限 11月7日（月）

（ただし定員に達し次第受付終了）

参加要領 下記※枠内のメールアドレスに

事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を
記載してお送りください。ファックスでも結構で

主催 （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支

後援 千葉労働局

注）千葉県教育会館に駐車場はありますが有料です。



職場の受動喫煙防止対策等説明会 出席申込書

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 千葉支部

Fax: 043-306-1418

Tel. 043-306-1417

メールアドレス: aneicon-chiba@cosmos.ocn.ne.jp

11月17日の説明会に出席します。

ご所属		電話番号	
所在地	〒		
お名前		部署名・役職	